

洋上風力発電に係る洋上作業員の訓練向け
Crew Transfer Vessel 建造工事
入札説明書

入札説明書

(特非)長崎海運人材育成協会(以下「発注予定者」という)が、令和7年2月3日(月)に公告した洋上風力発電に係る洋上作業員の訓練向け Crew Transfer Vessel(以下「計画船」という)建造に係る一般競争入札(以下「入札」という)については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に従うものとする。

1 入札に付する事項

1.1 入札事項名

洋上風力発電に係る洋上作業員の訓練向け CTV 建造工事

1.2 入札方式

一般競争入札 総合評価方式(加算方式)

1.3 調達をする物品等の種類

計画船 1隻

1.4 調達をする物品等の特質等

計画船の設計及び建造を行う。計画船は建造仕様書に従って建造するものとする。

1.5 納入期限

令和9年2月26日(金)

1.6 納入場所

長崎港の指定場所

1.7 入札実施の条件

2025年度の本事業への日本財団助成金の支給が決定した場合にのみ、開札をおこない優先交渉権者を決定するものとする。発注予定者に対する日本財団助成金の支給がおこなわれない場合は入札を中止する。

1.8 最優先交渉権者決定までの流れ

公募開始から最優先交渉権者決定までの流れを「付図1 開札までの流れ」に示す。

2 入札に参加する者に必要な資格

2.1 企業構成

- ・ 造船会社単独での参加とし、ジョイントベンチャー(JV)での参加は認めない。

2.2 企業形態

- ・ 応札法人は、日本国の法律により設立され登記された日本の企業であること。
外国為替及び外国貿易法(1949年法律第228号)の第26条第1項に掲げる各号のいずれかに該当する法人は、日本国籍を有する自然人の支配する日本の法人とは見なされない
- ・ 応札法人は、応札予定の計画船を建造できる長さ、幅及び総トン数の、造船法に基づき登録した船台、もしくは船舶建造が可能な施設を有すること
- ・ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
また、その役員等が、次のいずれかに該当する法人等
 - 暴力団員等
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者

- 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人等

2.3 財務状況

応札法人は、健全な財務状態を維持していることが求められる。

- ・ 過去2年間(会計年度)の貸借対照表及び損益計算書を提出すること。
- ・ 造船会社は直近5ヶ年(引き渡し令和2年2月1日～令和7年1月31日の間のものに限る)の建造実績(トン数を問わない)を併せ提出すること。
- ・ 一般競争入札参加にかかる全省庁統一資格の写しを提出すること。なお、応札法人は令和7年2月1日の時点にて、資格の種類「物品の製造」の営業品目「船舶類」において、A、B、Cいずれかの資格等級を有していなければならない。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条による更生・再生手続開始の申立てを行ったが未だ更生・再生手続開始の決定を受けていないものは入札に参加できない。

2.4 建造実績

- ・ 応札法人は、過去5年間(引き渡し令和2年2月1日～令和7年1月31日の間のものに限る)に小型双胴船(カタマラン)もしくは似する双胴船の設計・建造実績を有していることが望ましい。

2.5 技術者数

本プロジェクトには、3人以上の自社雇用の船舶技術者を従事させることができる体制であること。

2.6 アフターサービス

建造された計画船の引き渡し後、満12か月以内の間に船体、機関、機械もしくは器具等に瑕疵又は破損が発見され又は発生し、それが材料又は工事不良等、建造造船会社の責に帰すべき原因によるものと認められた場合には、建造造船会社は遅延なく無償でこれを修理、取り換えを行うものとする。

3 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、以下の手続きに従い、入札参加資格の確認を受けること。

3.1 入札参加資格確認申請の提出

入札に参加しようとする者は、定められた提出期限までに以下の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けるものとする。

- ・ 提出書類一覧
 - 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - 誓約書(様式第2号)
 - 会社等概要調書(様式第3号)
 - 船舶建造実績調書(様式第4号)
 - 配置予定の技術者及び技能者整理票(様式第5号)
 - 一般競争入札参加にかかる全省庁統一資格の写し

- 財務諸表(過去2年間の貸借対照表及び損益計算書)
 - その他、応募要件を満たすことを証明する資料(会社案内、パンフレットなど)
- 3.2 配置予定の技術者及び技能者整理票(様式第5号)
配置予定の技術者及び技能者の雇用関係が分かるもの、及び資格の有無を判断できる資格、経歴、経験等の情報を提出すること。
- 3.3 提出方法及び提出先及び問い合わせ
- ・ 提出先
 - ・ 〒850-0936 長崎市浪の平町4番11号 (特非)NPO 法人長崎海運人材育成協会
Tel080-4292-3516
 - ・ 提出方法
提出書類は郵送又は持参によるものとし、配達証明が可能な方法を用いること。郵送の場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書類在中」と明記のうえ、特定記録郵便もしくは簡易書留郵便とする。

3.4 提出期限
令和7年2月18日(火) 午後5時0分(必着)とする。期限後に到着した申請書類は一切受け付けないものとする。

3.5 入札参加資格確認の結果通知

- 入札参加資格の確認結果は、令和7年2月21日(金)までに競争参加資格確認通知書(様式第6号)を発送することにより通知する。

3.6 確認申請の無効
以下のいずれかに該当する場合、入札参加資格確認の申請は無効とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・ 提出期限を過ぎて提出された場合。
- ・ 必要な資格や基準を満たしていないことが確認された場合。
- ・ 提出書類に不備があり、期限内に修正・補完されなかった場合。

4 建造仕様書及び一般配置図等の閲覧

入札に係る建造仕様書、一般配置図、中央断面図、及び軽荷重量計算書(以下「設計図書」という)については、以下の通り貸与に供するものとする。

4.1 設計図書の貸与

- ・ 貸与の申請方法
入札参加資格を認められた者に対し、電子データ(PDF形式)で貸与する。
- ・ 貸与期間
設計図書の貸与期間は、入札参加資格確認通知を受けた日から入札日までとする。
- ・ 貸与時の注意事項
貸与期間中は、設計図書について責任を持って管理し、貸与期間終了後には速やかに破棄すること。

4.2 設計図書の複写の禁止

設計図書は、いかなる場合も複写禁止とする。ただし、事前に許可を得た場合に限り、必要な箇所の複写を許可するものとする。

4.3 設計図書の使用目的

設計図書の閲覧及び貸与は、入札準備及び入札審査のために限り使用するものとし、他の目的への転用や第三者への提供は固く禁じる。

5 入札の方法等

5.1 必要提出書類

入札に参加するものは、定められた提出期限までに以下の書類を提出するものとする。

- ・ 提出書類一覧
 - － 入札書(様式第7号)
 - － 工事費内訳書(様式第8号)
 - － 技術提案書(様式第9号)
 - － 総合日程表
 - － その他の資料

5.2 入札書の記載

- ・ 応札価格は消費税及び地方消費税(10%)を加算しない金額とする。
- ・ 応札価格には下記を含む
 - － 計画船引き渡し時の長崎港までの計画船運搬費用。
運搬方式は自走、曳航を問わない。
 - － 5章4項に記載の技術提案書の提出が必須の技術提案項目を計画船の仕様
に反映した金額とする。
- ・ 記載金額に1円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。
- ・ 入札書には、税務上の課税事業者又は免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた契約総額金額と、契約総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5.3 工事費内訳書の記載

工事費内訳書(様式第8号)に記載の内訳を記載の上、入札書と併せて提出すること。

5.4 技術提案書の記載

- ・ 下記の各項目に対して技術提案書(様式第9号)を2部ずつ提出する。なお、項目は技術提案書の提出が必須のものとして任意のものがあり、必須のものは建造するCTVへの反映を前提に応札価格に反映する。任意のものは応札価格に反映する必要はない。
- ・ 技術提案書項目(提出が必須のもの)
 - (1) メンテナンス費用及びメンテナンス工数の削減に繋がる設計
 - (2) デッキのフラット性の確保
 - (3) 雨天であっても、機関室倉口の開口時に雨が入り込まない工夫
 - (4) 船首部分フェンダーについて、どのような種類のフェンダーであっても取付交換が容易な仕様
- ・ 技術提案書項目(提出が任意のもの)
 - (5) 備品収納スペースの確保とその活用方法について
ジェイソングレイドルの保管場所とその保管方法など
 - (6) 計画船と岸壁間の移乗を容易にする工夫と、これに必要な装備品の提供

5.5 総合日程表の記載

計画船の建造スケジュール概要を記載した線表を2部ずつ提出する。

総合日程表には、少なくとも構造図設計期間、現図(一品図)設計期間、鋼材納入、主要機器(主機、発電機、デッキクレーン、操舵装置、スラスタ装置、主配電盤)のリードタイム(機器発注から納入までの期間)、起工、進水、試運転、引き渡しを含めること。書式は問わない。

5.6 その他の資料

- ・ BCP 計画(事業継続計画)があれば、これを提出すること。
- ・ ISO9001 を取得していれば、これを証明する書面の写しを提出すること。
- ・ 社内品質管理基準書があれば、これの写しを提出すること。

5.7 必要提出書類の提出場所

- ・ 「3.3 提出先」に記載される場所と同じ

5.8 入札書、工事費用内訳書、及びその他の書類の提出方法

- ・ 必要提出書類の提出は、以下のいずれかの方法で行うこと。
 - － 持参による提出
提出場所に直接持参し、担当者に提出する。
 - － 郵送又は信書便による提出
配達を証明することができる方法(特定記録郵便又は簡易書留郵便など)で送付すること。
 - － 郵送又は信書便での提出時の注意事項
郵送又は信書便を用いる場合、提出期限までに必着とし、封筒に「入札書在中」と明記すること。
 - － 工事費内訳書の提出
入札書に記載した金額の根拠とした工事費内訳書を入札書と共に提出すること。
 - － その他の書類の提出方法
下記に記載の提出書類は、入札書及び工事費内訳書とは封筒を分けて提出すること。提出のタイミングは入札書及び工事費内訳書の提出と同じとする。
 - － 技術提案書
 - － 総合日程表
 - － 5章6項に記載のその他の資料

5.9 必要提出書類の提出期限

提出期限は、**令和7年3月26日(水)午前12時**(必着)とする。

5.10 開札の日時及び場所

- ・ 日時: **令和7年4月1日(火)午前9時**
- ・ 場所: 長崎市出島町1-43 D-FLAG 104

5.11 開札方法

- ・ 入札参加者の開札立ち合いは行わず、長崎県産業労働部新エネルギー推進室より1名が立会者として同席する。

5.12 最優先交渉権の決定

- ・ 最優先交渉権は、提出された必要提出書類の内容を踏まえ、採点結果が最も高かったものを最優先交渉権者とする。
- ・ 採点は下記の採点基準に基づき実施する。詳細は採点基準(様式第10号)を参照のこと。

① 価格の低廉さ(満点:70点)

- ・ 価格点
- ② 事業遂行能力(満点:10点)
 - ・ 信頼性
 - ・ 納期管理
 - ・ リスク管理
 - ・ 品質管理
- ③ 財務の健全性(満点:10点)
 - ・ 流動比率
 - ・ 当座比率
 - ・ 自己資本比率
 - ・ 長期資本比率
 - ・ 営業利益率
- ④ 技術提案(必須項目)(満点:8点)
 - ・ メンテナンス費用及びメンテナンス工数の削減に繋がる設計
 - ・ デッキのフラット性の確保
 - ・ 雨天であっても、機関室倉口や VOID 倉口の開口時に雨が入り込まない工夫
 - ・ 船首部分フェンダーについて、どのような種類のフェンダーであっても取付交換が容易な仕様
- ⑤ 技術提案(任意項目)(満点:2点)
 - ・ 備品収納スペースの確保とその活用方法について
ジェイソングレイドルなどの保管場所とその保管方法など
 - ・ 計画船と岸壁間の移乗を容易にする工夫と、これに必要な装備品の提供
- ⑥ 長崎市からのアクセス(減点方式)(満点:0点)
 - ・ 造船所立地
 - ・ 5項12条に記載の採点基準のうち、「①価格の低廉さ」については、開札日に開札の上、その場で応札各社の点数を計算し採点に加点する。
 - ・ 5項12条に記載の採点基準のうち、「②事業遂行能力」「④技術提案(必須項目)」「⑤技術提案(任意項目)」については、必要提出書類の提出締め切り後、必要提出書類(入札書及び工事費内訳書を除く)の内容を基に、開札日前日までに3名の有識者で採点を実施の上、その平均点数を各応札点数に加点する。
採点には審査員採点表(様式第11号)を用いる。
採点は、有識者からは各応札企業名が把握できない形で実施する。
 - ・ 5項12条に記載の採点基準のうち、「③財務の健全性」「⑥長崎市からのアクセス」については、会社等概要調書(様式第3号)及び財務諸表の内容を基に、開札日前日までに採点の上、加点する。
- 6 契約条項を示す期間及び場所

契約に係る契約条項及び関連資料(以下「契約条項」という)の取扱いについては、開札後、最優先交渉権者に契約書のひな形を開示する。
- 7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 7.1 使用する言語
 - ・ 入札及び契約の手続において使用する言語は日本語とする。

- ・ 提出書類、入札書、契約書及びその他関連文書はすべて日本語で作成すること。

7.2 使用する通貨

- ・ 入札及び契約の手続において使用する通貨は日本円(JPY)とする。
- ・ 入札書に記載する金額、見積書、契約金額、工事費内訳書など、金額を記載するすべての書類は日本円で表記すること。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

8.1 入札参加資格を満たしていない者の入札

入札参加者が、入札時点で定められた入札参加資格を有していない場合、又は入札参加資格確認を受けていない場合。

8.2 提出書類に不備がある場合

入札書、誓約書、工事費内訳書、又はその他提出が求められる書類に、署名・押印の欠落、不備、又は虚偽の記載がある場合。

入札書に記載された金額が、訂正又は削除されている場合(正当な訂正印のないものを含む)。

8.3 提出書類が期限内に到着しなかった場合

入札書や関連書類が提出期限を過ぎて提出された場合。

8.4 同一者による複数の入札

同一の入札参加者が2通以上の入札書(代理人としての入札を含む)を提出した場合。ただし、追加説明又は訂正が許可された場合を除く。

8.5 記載内容の不備

入札金額、入札者名、もしくは必要な記載事項が判別できない入札書である場合。
入札金額以外の記載事項に訂正があり、押印がないもの、又は入札者の押印がないもの。

8.6 使用筆記具の不適切さ

記載した文字を容易に消すことができる筆記具(鉛筆やフリクションペンなど)を使用して記載された入札書。

8.7 法令違反及び指名停止措置中の者の入札

入札参加者が法令に違反し、又は指名停止措置を受けている期間中である場合、もしくはその他の入札に関する条件に違反した場合。

8.8 錯誤又は不正が認められた場合

民法第95条に規定する錯誤により、入札執行者が入札の無効を認めた場合。

不正行為、談合、贈収賄などの行為が認められた場合。

8.9 その他

その他、入札に関する条件を満たしていないと判断された場合。

9 最優先交渉権者の決定の方法

9.1 最優先交渉権者の選定基準

- ・ 最優先交渉権者は、提出された必要提出書類の内容を踏まえ、採点結果が最も高かったものを最優先交渉権者とする。
- ・ 最優先交渉権者は、計画船の建造契約締結に進むための技術打ち合わせを発注予定者と実施する。技術打ち合わせの後に計画船の価格と仕様、及び契約内容に

ついて合意が成された場合には、合意された価格と仕様を持って建造契約を締結する。

- ・ 技術打ち合わせの日程は、開札後に設定する。
- ・ 技術打ち合わせは開札日より 30 日以内に実施することとする。ただし、開札日より 30 日以降の開催であっても双方合意の上であればこの限りではない。

9.2 予定価格の設定

本入札においては、予定価格を設定する。

9.3 最低制限価格の設定

本入札においては、最低制限価格を設定する。

9.4 最低制限価格の設定目的

最低制限価格は、過度に低い価格での入札による品質の低下及び不適切な契約履行のリスクを防止し、適正かつ安定した履行を確保することを目的とする。

9.5 最低制限価格の設定方法

- ・ 最低制限価格は、事前に設定された予定価格を基準とし、以下の計算式に基づいて設定する。
- ・ 最低制限価格 = 予定価格 × 70 % (1円未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。)
- ・ 設定した最低制限価格については、開札時まで非公開とする。

9.6 最低制限価格を下回る入札の取扱い

- ・ 入札書に記載された金額が最低制限価格を下回る場合、その入札は無効とする。
- ・ 無効となった入札参加者には、その旨を速やかに通知する。

9.7 予定価格及び最低制限価格に関する情報の取扱い

- ・ 予定価格及び最低制限価格に関する情報は、入札結果の公表時に開示しない。
- ・ ただし、最優先交渉権者決定後、入札参加者からの求めがあった場合に限り、予定価格及び最低制限価格を通知することができる。

9.8 同一点数の採点があった場合の取扱い

複数の入札参加者の採点結果が同一点数となった場合、次の手順に従い最優先交渉権者を決定する。

- (1) ①価格点を比較し、これが高い者を最優先交渉権者とする。
- (2) (1)の比較が同点の場合、②事業遂行能力、④技術提案(必須項目)、⑤技術提案(任意項目)の点数の和が高い者を最優先交渉権者とする。
- (3) (1)及び(2)の比較が同点の場合、③財務の健全性の点数が高い者を最優先交渉権者とする。
- (4) (1)、(2)及び(3)の比較が同点の場合、抽選により最優先交渉権者を決定する。

9.9 無効入札者の取扱い

無効な入札書を提出した者は、最優先交渉権者の選定から除外されるものとする(「8. 入札の無効」に該当する者)。

9.10 最優先交渉権の無効

最優先交渉権者が決定した後であっても、最優先交渉権者が以下のいずれかに該当する場合は、最優先交渉権を無効とする。

- ・ 正当な理由なく、所定の期間内に技術打ち合わせを実施しなかった場合。
- ・ 入札書及び提出書類に虚偽の記載が判明した場合。

- ・ 入札参加資格が取り消された場合、又は指名停止の措置を受けた場合。

9.11 最優先交渉権者の決定通知

- ・ 最優先交渉権者の決定後、速やかに「最優先交渉権結果通知書(様式第 12 号)」を最優先交渉権者に対して交付する。
- ・ 最優先交渉権者は、「最優先交渉権結果通知書」の交付を受けた日から速やかに技術打ち合わせ実施の日程調整を開始すること。
- ・ 最優先交渉権者については、発注予定者のホームページ上にて企業名と採点結果を公開する。最優先交渉権者以外の入札参加者については、採点結果のみを公開する。

9.12 次点者の取扱い

- ・ 最優先交渉権が契約手続きを行わない場合や最優先交渉権が無効となった場合は、次に高い採点を獲得した者(次点者)を新たな最優先交渉権者として取り扱うことができる。
- ・ 次点者を最優先交渉権とする場合、事前に次点者の同意を得たうえで技術打ち合わせを開始する。

10 契約書について

10.1 契約書案の内容

契約書案は発注予定者より開示する。

10.2 契約書案の確認及び修正

- ・ 最優先交渉権者は、提出された契約書案を確認し、必要に応じて修正を求めることができる。
- ・ 発注予定者は、最優先交渉権者からの修正依頼を受けた場合、その内容について最優先交渉権者と協議の上、合意した内容に修正する。

11 その他

11.1 設計図書等についての不明点や意見の連絡方法

- ・ 設計図書等について不明な点や意見がある場合は、令和 7 年 3 月 5 日(水)午後 5 時 0 分までに、別添の「設計図書等に対する質問書(様式第 13 号)」により文書(電子メール可)にて連絡すること。
- ・ 電子メールでの問い合わせ先
info@nkjik.com
- ・ 質疑事項は取りまとめの上、入札説明書の交付を受けた者に対して電子メール等で 3 月 13 日(木)までに回答される。

《入札関係の書類や提出方法の再掲》

●入札参加資格確認申請の提出

①提出書類一覧

- ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- イ 誓約書(様式第2号)
- ウ 会社等概要調書(様式第3号)
- エ 船舶建造実績調書(様式第4号)
- オ 一般競争入札参加にかかる全省庁統一資格の写し
- カ 財務諸表(過去2年間の貸借対照表及び損益計算書)
- キ 配置予定の技術者及び技能者整理票(様式第5号)
- ク その他、応募要件を満たすことを証明する資料(会社案内、パンフレットなど)

②提出先

郵便番号 850-0936 長崎市浪の平町4番11号

(特非)NPO 法人長崎海運人材育成協会

TEL080-4292-3516

③提出方法

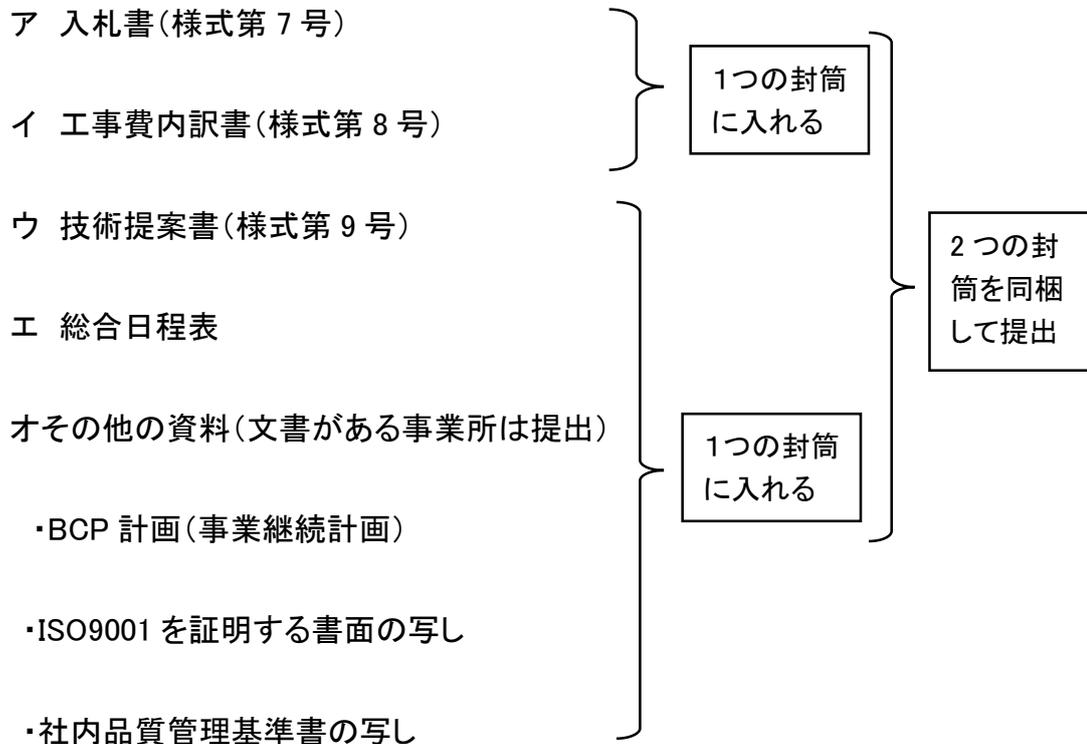
提出書類は郵送又は持参によるものとし、配達証明が可能な方法を用いること。
郵送の場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書類在中」と明記のうえ、特定記録郵便もしくは簡易書留郵便とする

④提出期限

令和7年2月18日(火) 午後5時0分(必着)

●入札書及び必要書類の提出

①必要提出書類



②提出先

郵便番号 850-0936 長崎県長崎市浪の平4番11号

(特非)NPO 法人長崎海運人材育成協会

Tel080-4292-3516

③提出方法

提出書類は郵送又は持参によるものとし、郵送の場合は配達証明が可能な方法を用いること。

④必要提出書類の提出期限

令和7年3月26日(水)午前12時